

## 丸亀市建設工事請負契約約款第 25 条第 1 項から 4 項までの運用について

丸亀市建設工事請負契約約款第 25 条第 1 項から 4 項までの規定(全体スライド条項)について、次のとおり運用することとしましたのでお知らせします。

### 1. 適用対象工事

次の全てに該当する建設工事を対象とします

- (1) 契約締結日又は直前のスライド基準日から 12 か月を経過した工事であること。
- (2) 基準日以降の残工期が 2 か月以上あること。
- (3) 物価変動後の発注者の積算による変動後残工事代金額と変動前残工事代金額の差額が、変動前残工事代金額の 1,000 分の 15 を超えていること。

### 2. 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は以下のとおりとします。

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議(以下「スライド協議」という。)を請求した日で、契約締結日又は直前のスライド基準日から 12 か月を経過した後の日でなければならない。
- (2) 基準日：スライド変更のための基準となる日であり、この日をもって、出来形確認、賃金水準、物価変動後単価の基準とし、請求日から 14 日以内で発注者と受注者とが協議して定める日
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間

### 3. スライド額の算定

- (1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額(以下「スライド額」という。)は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の 1,000 分の 15 に相当する金額を超える額とします。
- (2) 増額となる場合の算出は、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 15 / 1,000)] \times k$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 $P_1$ 及び $P_2$ は、それぞれ次の額を表すものとします。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド請負工事価格（千円未満を切り捨てとします。）

$P_1$ ：設計工事価格から基準日における出来形部分に相応する設計工事価格を控除した額

$P_2$ ：変動後（基準日）の賃金及び物価を基礎として算出した $P_1$ に相当する額

$k$ ：請負比率

(3) 減額となる場合の算出は、次式により行います。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 15 / 1,000)] \times k$$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 $P_1$ 及び $P_2$ は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{減}}$ ： 減額スライド請負工事価格（千円未満を切り捨てとする。）

$P_1$ ： 設計工事価格から基準日における出来形部分に相応する設計工事価格を控除した額

$P_2$ ： 変動後（基準日）の賃金及び物価を基礎として算出した $P_1$ に相当する額

$k$ ： 請負比率

(4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではありませんので、ご注意ください。

#### 4. スライド変更の申し入れ

(1) 増額となる場合

受注者は、丸亀市建設工事請負契約約款第25条第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を請求する場合は、様式1により工事担当課に対して行うものとし、工事担当課は、請求日から7日以内に様式3により基準日及び協議開始日を通知するものとする。

(2) 減額となる場合

工事担当課は、契約締結日又は直前のスライド基準日から12月を経過した工事のうち、スライド変更の必要性があると判断される工事について、希望する基準日及び協議開始日を明記し、様式2により受注者に対しスライド協議開始を申し入れるものとする。この場合、受注者に対し、請求日から7日以内に承諾書（様式4）の提出を求めるものとし、承諾書の提出のない場合は、様式5により基準日及び協議開始日を通知するものとする。

#### 5. 残工事量の算定・出来形確認

(1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、受注者から提出された図面及び数量計算書等に基づき実施します。なお、このスライドに関する出来形確認は監督職員が行うものとします。

(2) スライド判定にあたっては、設計変更に伴う変更契約を行った上で、出来形を確認し、変動前と変動後残工事請負代金額により判定することを基本とします。

ただし基準日までに変更契約を行っていない場合でも、書面により指示等が行われている設計量についてもスライドの対象とすることができるものとします。（基準日以降の残工事量が対象数量となります。）

(3) 現場搬入材料について、材料確認を実施するなど、発注者が認定したものについては出来形数量として取り扱います。また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うことができるものとします。

- ・工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料。
- ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等。(架設用クレーン、仮設鋼材など)
- ・契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料。
- ・その他、材料確認等を必要としない現場搬入材料等。

(4) 設計数量に基づく出来形数量が把握できない工種についても、受注者側から提出された出来形の構成比率等を基に、出来形数量を算出することができます。

(5) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合においては出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合においては出来形部分に含めないものとします。

## 6. 物価指数

発注者は、積算に使用する単価の変動率を物価指数とすることを基本とします。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができます。

## 7. 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができます。

この場合に関しても、スライド基準日における出来形数量を確認し、残工事量を受発注者間で確認する必要があります。

## 8. インフレスライド及び単品スライド条項の併用

(1) 丸亀市建設工事請負契約約款第 25 条第 6 項に規定するインフレスライド条項に基づく請負代金の変更した後であっても、インフレスライド適用後 12 か月経過後に、本通知によるスライドを請求することができます。

(2) 本通知に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、丸亀市建設工事請負契約約款第 25 条第 5 項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができます。

附 則

この通知は、令和 4 年 12 月 27 日から適用するものとする。